

# 覚書

中津川都市計画道路 第 . . . 号 線の計画  
道路内における建築について、建築主 (以下甲と  
いう) と、中津川市長 (以下乙という) とは、下記の事項に  
ついて、覚書を交換する。

## 記

- 第1条 当該計画道路が事業認可され、事業施行の折には、甲は、建築物等を他に移転するものとする。
- 第2条 前項における場合、乙は、甲に対して、正当な移転等の補償を行うものとする。
- 第3条 この覚書に疑義が生じた場合または、本覚書に定めない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

本覚書交換の証として、本書式通を作成のうえ、甲、乙各一通ずつ保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所 中津川市かやの木町2番1号

氏名